

# 社会福祉法人米原市社会福祉協議会所有物品譲渡に係る実施要項

## 1. 趣旨

この要項は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が所有する物品の譲渡に関し必要な事項を定める。

## 2. 譲渡の対象者

市内在住の方、市内で活動する団体等（自治会を含む。）

## 3. 譲渡物品

- ・物品名 ヨド物置（型式：DZA-5125HW）
- ・寸法 （横）5276 mm （幅）2862 mm （高）2468 mm ※屋根板部を含む。
- ・数量 1 棟
- ・設置方法 ブロック置き基礎
- ・設置年月日 平成 17 年 3 月 31 日 ※本会取得年月日
- ・設置場所 米原市朝妻筑摩 2483

## 4. 譲渡の方法

- ・無償の譲渡とする。
- ・譲受を希望する者は、申込期間内に、**物品譲渡申込書（様式 1 号）**を本会に提出する。
- ・申込者が複数の場合は、申込者立合いのもと抽選を行い、譲受人を決定する。
- ・譲受人決定後、本会と譲受人により**物品引渡書（様式 2 号）**と**物品受領書（様式 3 号）**を取り交わし、譲受人は速やかに物品の移動（運搬）等を行うこと。

## 5. 譲渡に関する周知（広報）

本会広報誌「てとて」6月号に掲載のほか、本会ホームページへの掲載及び本会各地域福祉活動センターでの掲示により周知する。

## 6. 申し込みの受付

- ・申込期間 令和 3 年 6 月 1 日（火）～ 令和 3 年 6 月 15 日（火）  
※期間終了日の午後 5 時までに、物品譲渡申込書を本会総務課へ持参、または郵送（必着）により提出すること。

## 7. 譲渡物品（現地）の確認

物品（現地）の確認を希望する場合は、本会総務課へ申出の上、職員立合いのもと確認することができる。

## 8. 譲渡に係る経費の負担

譲渡する物品の移設費用その他引き渡しに係る費用は、全て譲受人の負担とする。

## 9. 譲渡物品に係る損害の負担

譲渡する物品の引き渡し後に発生した故障または判明した瑕疵により生じた損害については、譲受人の負担とし本会は一切の責任を負わない。

## 10. 譲渡に関する事務取扱（担当）

社会福祉法人米原市社会福祉協議会・総務課（電話：0749-54-3110）

〒521-0023 米原市三吉 570 番地 米原市米原地域福祉センター ゆめホール内